

論 説

エジプト1月25日革命の展開

= 軍とムスリム同胞団そして若者たち

坂 井 定 雄

1. 「アラブの春」とエジプト革命
2. 軍政下の民主化の道程
3. 立法議会と大統領選挙でイスラム政党が勝利
4. ムスリム同胞団、苦難の92年
5. 大統領に従った軍部、抵抗した司法
6. エジプト新憲法制定と国家像

1. 「アラブの春」とエジプト革命

世界最長の大河ナイルが、エジプトの首都カイロを南北に貫流している。川の東岸、コルニシュ・エルニル（ナイル河通り）を隔てて「タハリール（解放）広場」が広がっている。タハリール広場は、1919年の反英民族革命以来その名で呼ばれ、1952年の7月革命で指導者ナセルが、正式に命名した広場だ。

川端正久教授が主な研究対象としたサハラ以南のアフリカと、わたしの研究対象の中東（北アフリカを含む）は、ナイル川でつながっている。ナイル川は川端さんが研究者として滞在したタンザニアのビクトリア湖から、ケニア、エチオピア、スーダンを経てエジプトに流れている。この水がこれらの東アフリカの国々を潤し、エジプトのナイル・デルタを沃野にして地中海に達する。古代から人々と文化がナイル川を通じて交流した。今でもカイロは東アフリカへの空路の玄関口だ。川端さんは、わたしのカイロ滞在中にエジプトにご夫妻で来られ、わたしも一緒に数々の古代遺跡やタハリール広場の有名な博物館、さらにはモスク、コプト教会などを

訪ね歩いた。川端さんがカイロ・アメリカン大学の書店で先ず手にされたのは、古代エジプト王国でただ一人のヌビア人の王の研究書“Black Pharao”だった。

わたしは、1973年の第4次中東戦争のさい、記者として広場に面したヒルトン・ホテルを拠点にして、広場に隣接する情報省を1日何回も往復し、国民を抑圧する本部である陰鬱な内務省の巨大ビルやアラブ連盟本部を見上げながら、戦争報道をした。

そして2005年から08年まで2年7カ月、日本学術振興会カイロ研究連絡センター長として国際学術交流の仕事をした。コルニシェ・エルニルは、毎朝の散歩コースだった。帰国直前の08年4月6日、革命前夜を予感させるストと無言のサボタージュ¹が、ナイル・デルタの都市とカイロに拡がった。その2年9か月後の2011年1月25日、ムバラク独裁政権を18日間の民衆決起で打倒したエジプト革命が、ここタハリール広場から始まった。

革命を先導したのは、08年のサボタージュを密かに組織した10を超える民主化グループの一つだったリベラルな若者グループで、後に「4月6日運動」と名乗った。若者たちはネット・メディアと携帯電話を駆使して、タハリール広場への結集を呼び掛け、何十もの民衆の流れが次第に膨れ上がり、数万人あるいはそれ以上の、最初の巨大集会になった。

▽多様な革命の展開

2010年12月17日、北アフリカの小国チュニジアの田舎町シディブーゾドで起こった、野菜売りの青年の焼身自殺事件への抗議デモから始まったアラブ革命（アラブの春）²。チュニジアからエジプトへ、そしてアラブ諸国

1 坂井定雄「エジプト現地レポート（下）深刻化する社会不安」World Economic Community, 2008年10月号8-9ページ。ダルウィッシュ・ホサム「エジプトにおける民衆運動と政治社会の再構築」現代思想2011年4月臨時増刊号11-112ページ。

2 アラブ諸国では、独裁政権に対する民衆の大規模な民主化運動を、成否にかかわらず「革命」と呼ぶ人が大多数と思われる。

に多様に展開した。アラビア半島のイエメンでは、10カ月にわたる民主化要求の巨大デモによって、10年間続いたサレハ独裁政権が打倒された。リビアでは反政府武装勢力が、国連安保理の介入決議を得た英、仏、米の武力介入に支援を得て、69年の民族主義革命以来、支配を続けたカダフィ独裁政権を8カ月の内戦の末に打倒した。しかし、エジプトに次ぐ地域大国シリアでは、首都はじめ全国に拡がった民主化要求のデモを、アサド政権が軍と治安機関を動員して苛酷に弾圧したため、内戦に拡大した。2012年12月には、死者だけで6万人を超え、その大部分は政府軍の攻撃による一般市民の死者。国外難民も60万人を超えた。

アラビア半島の島国バーレーン首長国では、民主化、差別撤廃を求めるシーア派住民が決起、首都中心の広場占拠を続けたが、サウジアラビアとアラブ首長国連邦の軍事的支援を得た政府軍が武力弾圧、多数の死傷者と逮捕者を出して鎮圧した。モロッコ、ヨルダンでは民主化とイスラム勢力の政治的影響力が拡大、ほとんどのアラブ諸国で民主化運動が活発化した

Wikipedia英語版では“**The Arab Spring** is a name given to the revolutionary wave of demonstrations and protests occurring in the Arab world that began on 18 December 2010. Also known as the the **Arab Revolutions** (Arabic: *al-Thawrāt al-‘Arabiyyah*) or **Arab Intifada**.”としている。しかし同日本語版では「アラブの春とは、2010年から2011年にかけてアラブ世界において発生した、前例にない大規模反政府（民主化要求）デモや抗議活動を主とした騒乱の総称である」している。「騒乱の総称」という定義付けは正しくない。

「アラブの春」の名称は、「ブラハの春」「ワルシャワの春」など東欧民主革命をまず連想させるが、欧米のメディアの造語だろう。Wikipedia（英語版）は“米政治誌Foreign Policy が最初に造語した”と述べている。

チュニジア革命については、国花にちなんだ「ジャスミン革命」の名称がネットメディアで世界に拡がったが、チュニジアの革命勢力は「尊厳と自由の革命」と呼んだ。エジプトでは、革命勢力も2012年6月に就任したムルシ大統領も「1月25日革命」と呼んでおり、この名称が定着したといえよう。

「革命」の用語については、チュニジア、エジプトのように、民衆の戦いで独裁政権を打倒した革命だけでなく、シリアのように政権を打倒していない場合でも政権打倒に戦う勢力は「サウラ（革命）」と呼んでいる。本稿では、定義にこだわらず、現実の説明に適した用語を使うことにする。

が、サウジアラビアはじめ湾岸産油国では、多額の資金をばらまいて、民主化運動の拡大を防いだ。

本稿では、エジプト革命に焦点を当て、独裁政権打倒後の展開と、軍、ムスリム同胞団、若者たちが先導した世俗的民主化勢力の行動を考察する。

2. 軍政下の民主化の道程

▽軍最高評議会が暫定政権

2011年2月11日、18日間にわたる民衆の戦いの後、ムバラク大統領が辞任、タントウィ・エジプト軍総司令官を議長とする軍最高評議会に国務遂行を委ねた。31年間にわたる独裁政権が崩壊、「1月25日革命」が勝利した。（この革命の経過、歴史的背景については、極めて優れた論考であり、熱い共感にあふれる記録でもある、長沢栄治・東京大学東洋文化研究所教授の「エジプト革命」＝1911年、平凡社新書＝参照）

エジプト軍最高評議会は軍の常設機関ではなく、戦争はじめ国家の重大時に設置される機関で、10人程度で構成される。同評議会は最高権力を掌握して軍政を確立、憲法を停止、人民議会（下院）を解散、シャラフ暫定内閣を編成した。タントウィは軍政が暫定的で、新憲法が制定され、新議会そして新大統領が選出されれば、国権を新大統領に渡すと表明した。

最高権力機関である軍最高評議会の声明や決定事項は発表されるが、内部での協議内容は公表されない。内部の秘密は、軍事機密並みに外部に漏れない仕組みだった。暫定内閣の閣僚は、ほとんどがムバラク政権のまま、裁判所の裁判官もムバラク時代のまま居座って、軍政はスタートした。

“ムバラクがタントウィに変わっただけではないのか” “軍は最高権力を手放さないのではないのか” “革命を軍に横取りさせてはならない” という警戒心を、革命を起こした民主化勢力とりわけ左派やリベラル派が当初から持ったのは当然だった。このため、間もなく「早期の民政移管」を要求するデモが始まった。

1952年の自由将校団の王制打倒民族主義革命（7月革命）以来、ナセル、サダト、ムバラク3代の大統領（国家最高指導者）はいずれも軍出身で、国家権力の最大の基盤は軍だった。

一方、広場で多くの民衆が叫んだスローガンの一部が示したように、軍に対する民衆の信頼は根強い。エジプト軍は、ナセル革命とスエズ運河国有化後の英、仏、イスラエルとの第2次戦争を含め、4回の中東戦争を戦ってきた。民衆を裏切ることはできない。46万正規軍の大半は、貧しい農民や都市住民出身で、わずかな給与を家族に渡している下級兵士なのだ。ムバラク以下、政権幹部の閣僚や与党幹部の巨額汚職を誰もが信じていたエジプトで、軍幹部の大きな汚職のうわさは少なかった。だからこそ、革命のタハリール広場で、デモ参加者は軍の戦車に登り、花束を渡し、軍を中立化させて、治安部隊やならずもの暴力集団から、民衆を守る役割を果たさせたのではないだろうか。

軍最高評議会は民衆の怒り、民主化要求とその行動を、十分理解していたはずだ。1年4カ月にわたる軍政は、革命の展開を管理した。最高評議会はさまざまな“ブレ”があったとはいえ、軍の権限、利益を損なわない範囲で、当初約束した民政移管、民主主義体制への移行の約束を実行する意思を持っていた、とわたしは考えている。

▽素早く不正追及

軍最高評議会の意志、ムバラク政権との絶縁を国民に示すように、軍政下の司法当局は、素早く、大統領一族、政財界の有力者たちを出国禁止にした。続いて、治安機関を統括していたアドリ内相、ムバラクの後継者とみなされていた長男アラア、次男ガマル、ムバラクの指示でイスラエルに天然ガスを独占的に供給する企業を設立、巨額の利益を得て、ムバラクへの贈賄経済人のトップと見なされていたフセイン・サレムをはじめ、かねてから腐敗が国民の間で公然と語られ、国内メディアも伝えていた現・元閣僚、与党幹部、大企業経営者ら20人以上を権力乱用、資金洗浄、不正利得などの容疑で逮捕、起訴した。ムバラク自身も病院に入院したまま拘束され、治安機関を統括したアドリ内相、治安機関幹部6人とともに、タハリール広場などで治安部隊にデモ隊に対する発砲を命じ、殺人を犯した罪

で起訴された¹。カイロ地方裁判所は2011年7月までに、アドリ内相に資金洗浄と汚職の罪で禁固12年と5年の刑を判決したのをはじめ、閣僚らに相次いで有罪判決をくだした。一方、ムバラクと二人の息子に対する第一回裁判は8月3日から開かれた²。

2011年4月16日、裁判所は旧政権与党の国民民主党の解散と資産没収を命じた。

ムバラク一族の不正蓄財の規模は、スイスの銀行が英紙に漏らした金額だけで400億英ポンドの巨額だった。

▽暫定憲法で初の自由な国民投票

軍政は11年3月19日、革命後の人民議会（下院、立法議会）選挙、大統領選挙を実施するため、憲法改正（暫定憲法）案の国民投票を実施した。改正案の内容は、1971年制定の憲法³を基本的には維持する一方で、軍最

1 2. 坂井定雄「エジプト革命が開く新地平」現代思想2011年9月号77-79ページ。

2 エジプトの裁判制度は、最高憲法裁判所、行政裁判所、2審制の地方裁判所、控訴（上級）裁判所からなる。最高憲法裁判所の判事は大統領が任命してきた。議会（下院）の人民議会。上院の諮問議会）選挙の選挙管理委員会は最高憲法裁判所の統括下。

3 エジプト憲法（71年制定、79年一部改定）。全63条。本稿にとくに関係する一部条項を記載しておく。

（英語版から筆者仮訳）

第1条 エジプト・アラブ共和国は、公民権に基づく民主的国家である。エジプト国民はアラブ民族の一部であり、全体的な統一の実現のために働く。

第2条 イスラムは国家の宗教であり、アラビア語が公用語である。シャリーア（イスラム法）は立法の主な法源である。

第9条 家庭は保護され、法に基づく令状なしに侵入したり、搜索することは許されない。

第12条 見解の自由は保障され、各個人は自らの見解を表明し、文章、写真、あるいは法の範囲内の他の形の表現を出版する権利を持つ。（後略）

第13条 報道、印刷、出版そしてメディアの自由は保障され、検閲は禁止される。（中略）。非常事態あるいは戦争時においては、一般的な安全あるいは国家の安全に関する事柄について、新聞、出版、メディアの限定的な検閲が、法に従って例外措置が許される。

高評議会が「人民議会と諮問議会がその責任を担い、大統領が選出され、就任するまで」(61条) 憲法に記される任務を担うと明記、立法、国家政策と予算の施行など9項目の任務(56条)を列挙した。また、大統領の任期を6年から4年に、最大任期を2期に短縮、憲法裁判所の下に設置する最高司法委員会(選挙管理委員会)が議会選挙、大統領の管理・監視、大統領候補者の審査を行うことなどの改正条項を盛り込んだ。

暫定憲法は77%の賛成で成立し、軍政は憲法令で実施した。

憲法改正の国民投票は議会選挙ではなかったが、軍政とメディアは憲法案の説明、投票の自由と公正の確保に努力した。革命勢力で最大の政治勢力だったムスリム同胞団は積極的に国民投票に参加。それ以外の革命勢力の相当部分が、政党の結成はじめ議会選挙、大統領選挙への準備が不十分だとして、暫定憲法実施で選挙が早まることに反対した。国民投票は、エジプト史上初めて、自由な投票となり、これまで選挙の投票に一回も行かなかった国民を含め全国の投票所に長い列ができた。投票所は熱気に包まれた。投票率は約41%だったが、これまでの議会選挙よりもはるかに高く、来るべき議会選挙、大統領選挙の予行演習でもあった。

▽続々と政党の結成

軍政の下で、革命から3週間もたたないうちに。まず革命に参加した7組織の若者たちが「若者革命評議会」を組織して、活動を開始、軍政に働きかけた。同評議会はムバラク政権の最後の首相で、軍政下もその地位に留まっているシャフィークの辞任を要求、政治犯の釈放、非常事態令の解除、秘密警察の廃止などを求めた。デモが拡大し始めたため、3月7日、軍政はシャフィークを辞任させ、若者革命評議会が推薦した中の一人シャラ

(筆者注) 憲法で保障された市民の権利と自由は、ムバラク政権が1981年に施行した非常事態令の下、国家権力によって有名無実化された。非常事態令は革命1年3か月後の2012年5月31日、大統領選挙を前に31年ぶりに解除された。

フを首相に就任させた⁴

暫定憲法の下で、選挙を目ざし新政党・グループが続々結成され、政治活動を開始した。長年、非合法下にあったイスラム主義組織ムスリム同胞団が自由公正党を設立、最有力の政党になった。革命を先導したりベラルな若者グループ「4月6日運動」はじめ、リベラル派、世俗主義派、共産主義や社会主義の左派、ナセル主義・民族主義派の政党は、軍政に批判的で、“軍による革命の横取り”を警戒、早期の民政移管を要求して集会とデモを繰り返した。一方、ムスリム同胞団は軍政に協調的立場をとり、議会選挙、大統領選挙、新憲法制定への軍政のスケジュールに協力した。しかし軍は、ムスリム同朋団への警戒心を緩めなかった。

11月1日、軍最高評議会が新憲法を先取りするような「憲法の基本原則」を発表、それには軍の予算と方針は議会の承認を必要としないなどの条項があったため、タハリール広場で連日続いていた反軍政デモはさらに拡大。19日には5万人規模に拡大したデモ隊が軍最高評議会の建物に向け行進を始め、初めて鎮圧に出動した軍警察部隊（憲兵隊）や治安警察部隊との衝突で、デモ隊45人が死亡、約2,000人負傷者する事態も発生した。同胞団以外の革命勢力と軍最高評議会との緊張関係が高まった。その中で軍政は、11月末からの立法議会選挙を実施することを確認した。

▽メディアの自由化進む

旧政権時代は政権の支配、規制が厳しく、3チャンネルのテレビ局と主要新聞が国有あるいは国家予算を得て経営されていたが、革命後、マスコミの自由化が一気に進んだ。

ムバラク政権は憲法に明記された報道の自由を非常戒厳令によって踏みじりに、強力な情報省によってテレビと新聞を検閲し、国営テレビや新聞を政権の支配の有力手段として使っていた。政権を批判する報道は差し止

4 川上泰徳「エジプト革命の中核を担う若者革命連立評議会」。朝日中東マガジン2011. 3. 10

められ、記者やキャスターが逮捕され、あるいは解雇されることも繰り返されていた。とくに国営テレビは、タハリール広場での巨大集会をほとんど報道しなかった。タハリール広場に隣接する国営テレビ局のそばで、治安部隊がデモ隊を襲撃して負傷者多数が出たときに、国営テレビは「キリスト教徒が軍を襲撃している。国民は軍を支持して行動しよう」と放送した。

18日間の革命決起では、フェイスブックやツイッターが、先導的な役割を果たしたが、その利用がさらに広がった。革命勢力のツールとして街頭に広がった壁書きでは、どのメディアよりも早く、巨悪の汚職の情報が告発され、エジプト人が最も得意とする漫画や風刺文で、痛烈な軍政批判が行われるようになった。

主要メディアでは、新聞の自由化が進んだ。決起の最中から、エジプトを代表する国営有力紙アルアハラムの編集局でも、紙面を政権の支配の道具にしてきた経営・編集幹部への批判・追及が激しく行われた。革命後アルアハラムの紙面改革は進み、英語版も電子版も、欧米並みの客観報道に徹するようになった。

しかし、国営テレビの経営幹部は居座り、「旧体制の牙城」と革命勢力から批判されながら、報道内容は軍政を支持し続けた。2012年6月の大統領選挙の際には、旧体制の政財界勢力の候補者であるシャフィーク元首相に有利な報道が目立った。国営テレビの改革が進むのは、ムルシ政権ができて、同胞団出身の新情報相が就任してからだった。

民営テレビでは、軽口に軍政を批判するトークショーに人気が集まった。

ムバラク時代、民営テレビは、ニュース報道を制限されていたが、それも事実上、自由になった。これだけ自由化したメディアは、もはや逆戻りさせることはできない。民主化の進展にテレビ、新聞の役割が大きくなった。

3. 立法議会と大統領選挙でイスラム政党が勝利

▽初めての自由・公正な選挙

軍と革命勢力との関係が緊張する中で、軍政は約束した人民議会（下院、立法議会）選挙を11月28日から12年1月11日までの間に、全国を3ブロックに分けて2日間ずつ実施した。初めての自由な議会選挙は、平穩、公正に行われた。カーター元米国大統領が率いる国際監視団も、選挙が公正に行われたと発表した。

旧政権下での選挙は、投票所も集計作業も秘密警察の監視下に置かれ、政権による不正操作はやり放題だった。議会は政権与党の国民民主党が常に圧倒的多数を占めていた。¹

今回の選挙には、60の政党と多数の無所属候補が参加。主な政党は政治ブロックを作って選挙協力をした。最大のイスラム主義組織ムスリム同胞団の政党、自由公正党を含む穏健派のイスラム政党ブロックのエジプト民主同盟、イスラム厳格派の光の党（アルヌール党）などのイスラム主義者同盟、リベラル派の社会民主党などのエジプト人ブロック、左派の革命継続同盟などの政治ブロックのほか、1919年結成のリベラルな民族主義派の新ワフド党など既成政党、さらに解散されたムバラク与党の国民民主党の残党が無所属で立候補した。²

選挙管理委員会は2012年1月21日、以下のような公選挙結果を正式に発表した。（全選挙議席498、他に軍最高評議会推薦議席10）

1 2010年の立法議会選挙の当選者は、全議席518中、与党国民民主党（NDP）が330、NDP系無所属が53議席を占めた。

2 長年エジプト在住のアラビア語研究者、鈴木登氏は、選挙に参加した政党を（1）イスラム主義政党群（2）52年革命のナセル主義政党群（3）リベラルな政党群（4）民族主義的な政党群（5）社会主義政党群—の5グループに分類している。鈴木登、「親方たちにもイスラム厳格派政党の躍進に驚き」（朝日中東マガジン、2011年12月19日）

エジプト民主同盟235

(うち自由公正党213)

イスラム主義者同盟123

(うち光の党123)

新ワフド党38

エジプト人ブロック (リベラル派) 35

中道党 (同胞団離党組の穏健派イスラム主義) 10

改革発展党 (リベラル派) 9

革命継続同盟 (左派) 9

無所属 (旧国民民主党の残党) 20

無所属19

選挙結果は穏健派イスラム主義のムスリム同胞団が選挙議席の42.7%を占め第1党。厳格派イスラム主義の光の党が21.5%を占めて第2党になった。イスラム主義政党全体では75.2%、全議席の4分の3を占める結果になった。ムスリム同胞団は選挙の不正を防止するため、全選挙区の投票所と集計センターに団員を張り付けて、開票・集計作業を監視するとともに、開票結果を開票所から同胞団本部に送って独自に集計、発表した。こうして同胞団の選挙結果の発表は、最高憲法裁判所の下にある中央選挙管理委員会の確定結果発表より1日以上早く、ほとんど違いがなかった。同胞団の組織力を示した。

一人一人のイスラム信仰の深さ、イスラム教徒としての行い、戒律を大多数の国民が実践しているエジプトで、自由な選挙が行われたのだから、イスラム主義勢力が大きな支持を得ることは不思議ではない。しかし、1月25日革命を先導したのは、「4月6日運動」はじめ、リベラルな世俗派の若者たちだったし、同胞団は遅れてタハリール広場に参加した。「イスラムこそ解決」という同胞団を象徴するスローガンも、広場ではほとんど掲

げなかった。選挙ではエジプト人ブロックなどのリベラル・世俗勢力が大きな支持を得るのではないかという予想も当初からあったが、そうはならなかった。革命後、来るべき選挙を目指した多数の新政党が⁴⁶³も設立されたが、出身階層も、思想的な背景も多様で、資金も少なく、活発な活動を全国的に展開することは、どの党もできなかった。

また、1919年に設立され、52年に非合法化された後、78年に復活した新ワフド党などの伝統的な既成政党も16あったが、最も健闘した同党ですら38議席しか獲得できなかった。ムバラク政権下、政府を批判する政党の結成も活動も厳しく制限、弾圧された。06年の大統領選挙に立候補し、選挙後逮捕・投獄され、拷問を受けたアイマン・ヌールのような野党指導者もいたが、有力な組織に勢力を拡大する前に、政権はその芽を摘み、潰した。

軍政によって解散されたムバラク政権与党の国民民主党の残党が、無所属で立候補したが、20人しか当選できなかった。軍政下、司法当局による逮捕を免れた旧与党の政治家たちも、ムバラク政権を支えた経済界や地主層も、革命の衝撃から立ち直れず、立法議会選挙に政党を結成して参加する態勢になく、いわば見送った。この勢力が立ち直り、その力を結集するのは半年後の大統領選挙となる。

一方、ムスリム同胞団は、軍政に対しては是々非々の立場で、しばしば民主化の推進を要求するデモを繰り返しながら、軍政との対話も絶やさず、自由公正党を看板にして選挙態勢を築いた。同胞団が最も警戒していたのは、同胞団の政権ができた場合、シャリーアを国法に取り入れ、窮屈な戒律を社会に強制するのではないか、という国民多数の恐れ、拒否感だった。このため、自由公正党の多くの候補者たちが「イスラム信仰は個人対神の問題であり、他人が強制するものではない」と演説。同党のカタトゥーニ幹事長は、選挙の最中に支持者、不支持者に向け次のようなメッ

セージを発表した。⁴

1. ヘジャーブ（女性のスカーフ）を義務付けない
2. 家の中、ホテルやレストランの中の飲酒を禁じない
3. 大統領は民間人で、軍人は望ましくない
4. コプト派キリスト教徒住民は、従来通りわれわれと一緒に新しい社会作りをして行く協力者である
5. サラフィ派とは議会の中で組むことはない
(サラフィ派は超保守派、教条主義派とも呼ばれる、選挙で第2党になった光の党などの厳格派イスラム主義グループ)

このメッセージは、各新聞で広く報道された。多くの選挙民が抱いていた同胞団への疑念に応えるものだった。

▽大統領選挙、旧体制も参加

軍政が約束した議会選挙に続く民主化への道程は、大統領選挙、軍最高評議会から新大統領へ最高権力の引き渡し、首相任命と新政権の発足、新憲法案の起草と国民投票による承認へと進む日程だった。なかでも、大統領選挙は、国家の最高権力を、軍政から、国民が選挙で選ぶ大統領に移管する、民主化の道程の最重要手続きである。

大統領選挙は12年5月23、24両日実施された。立候補者は13人。なかでも有力候補と見られたのは—（1）ムスリム同胞団のムルシ（2）旧ムバラク体制内にいた将軍たち、政財界の有力者たち、高級官僚らが支援するシャフィーク元首相（3）同胞団を離脱した、比較的リベラルなイスラム主義者のアブルフトゥーハ（4）ムバラク政権の外相だったが民主化運動をいち早く支持したムーサ・アラブ連盟前事務局長（5）ナセル主義者でリベラル左派のサバヒの5人だった。全有権者約5300万人、投票率約46%。開票結果はムルシ24.7%、シャフィーク23.6%、サバヒ20.7%、アブルフトゥーハ17.4%、ムーサ11.3%だった。

4 鈴木登、前掲書

選挙法で決められた、上位1、2位のムルシ、シャフィークの決選投票は6月16、17日で、革命勢力と旧体制が対決する激しい選挙戦になった。

▽裁判所と軍の逆襲

第1回投票の結果から、決選投票でムルシが勝利する可能性に軍最高評議会も、強力な旧体制の残党勢力も危機感を高めた。ムバラク政権に任命された判事で構成されたままの憲法裁判所と軍最高評議会が、相次いで「多くのエジプト人がクーデターだと呼んでいる」（国際的衛星TVアルジャジーラ）一連の措置を実施した。ムルシ当選に備えた“保険”（同）であることは誰の目にも明らかだった――

(1) 6月11日、軍最高評議会が一般市民を逮捕し、軍事裁判にかけられる条例を発令した。1981年に発令され、軍政によって12年5月31日、31年ぶりに解除された非常事態令の事実上の復活だった。

(2) 6月14日、最高憲法裁判所は、1月に発足した人民議会議員の3分の1の当選が違憲で無効だとする決定を下した。この決定を受けて、軍最高評議会は議会の解散を命令、議事堂への議員の立ち入りを禁止した。⁵

(3) 6月17日、決選投票が締め切られた直後、軍最高評議会は前年3月の国民投票で承認された暫定憲法を修正する憲法令を発令した。この命令で、解散した人民議会が再選されるまで、立法権を軍最高評議会が掌握した。さらに軍は、解散を命じた新憲法起草委員会の選定と、憲法案に拒否権を持つことになった。軍最高評議会はまた、人民議会

5 最高裁判所の当選無効裁定の理由は、人民議会選挙法の定めた、議員定数の3分の2は全国区の政党枠から、3分の1は地区ごとの無所属個人枠からとした、選挙制度そのものを違憲とした。政党枠の方は合憲だが、無所属個人枠の方は、無所属個人の候補者が定数に満たなければ、政党所属の候補者も立候補可能とした。その結果、政党所属者も立候補し当選しているが、憲法裁判所はその規定そのものが違憲だとして、3分の1の議員全体の当選を無効とした。選挙から半年も経過したのちの違憲裁定だった。軍最高評議会は、この違憲裁定を理由に、人民議会全体の解散、再選挙を命令した。

選挙は新憲法制定後に行われると言明した。

▽大統領に同胞団のムルシが当選

2012年6月23日、憲法裁判所の下にある選挙管理委員会は、大統領選挙決選投票の確定結果を発表した。投票総数25,577,511、投票率約51%、約84万票の無効投票を除き、ムルシが51.73%。シャフィークが48.27%を得票。ムルシが当選した。

立法議会選挙、大統領選第1回投票と同様、決選投票でもムスリム同胞団は全国約1万3千の投票所に監視員を張り付け、投開票と集計作業を監視、不正が行われる余地をなくした。

翌6月24日、タハリール広場で開かれた勝利祝賀集会に集まった数万人の支持者を前に、ムルシは「わたしはすべてのエジプト人の大統領になった」と宣言、「民主的、市民的国家を建設する」と誓った。翌日、ムルシは自由公正党党首を辞任した。同胞団が国政を支配することへの人々の警戒心、疑念を十分認識したうえでの、対応だった。8月に組閣した新内閣も、35人の閣僚中、同胞団員は4人だった。長い戦いに耐え抜いてきた同胞団は、決して急がなかった。

4. ムスリム同胞団、苦難の92年間

大統領選挙で、ムスリム同胞団のムルシが初の文民大統領に当選し就任したことは、国内はもちろん、国際的にも大きな衝撃を与えた。ムスリム同胞団は92年の歴史があり、アラブ諸国で最大の、最も広い影響力を持つイスラム教スンニ派の汎アラブ・イスラム主義組織である。苦難に満ちた長い戦いに耐えぬいて、遂にアラブ最大の国家の元首に到達したのだ。

▽ムスリム同胞団の特質と長い戦い¹

ムスリム同胞団は、1928年、エジプトのスエズ運河沿いの都市イスマイリアで、中学教師のハッサン・エル・パンナによって設立された。英国の植民地支配を受けていたエジプトは、反英民族主義運動の高まりによって1922年に王国として形式的な独立を英国に認めさせたが、軍事的にも、政治・経済的にも、英国への従属状態が続いた。なかでもイスマイリア²は、英・仏両国が支配するスエズ運河会社が置かれた運河中央部に位置し、英軍基地があり、英国のエジプト支配を象徴する都市だった。同胞団は33年に本部をカイロに移し、公然とした運動の一方で、30年代後半には、非公然の軍事組織を作って、反英武装抵抗を開始する。36年のパレスチナでの「アラブの反乱」に関わり、48年のイスラエル独立による第1次中東戦争に

1 ムスリム同胞団については、膨大な参考文献がある。ここでは、本稿テーマに沿う参考文献として、以下を挙げる――

(1) 大塚和夫「イスラーム主義とは何か」。岩波新書。2004年
(2) 長沢栄治「エジプト革命」。平凡社新書。2011年。
(3) 「イスラームの歴史 (3)」ジョン・エスポジト。小田切勝子訳。坂井定雄監修、共同通信社。2005年。原著はJohn I. Esposito "The Oxford History of Islam". Oxford University Press, New York, 1999.

(4) 平凡社「新イスラム辞典」、岩波書店「岩波イスラーム辞典」

2 1952年1月25日、イスマイリアの警察部隊が英軍と衝突し、多数の警官が殉職した。52年7月革命後、この事件を記念して1月25日を「警察の日」としたが、事件の60年後の2012年の「警察の日」に、若者たちがムバラク独裁政権打倒に決起、達成後に「1月25日革命」と名付けた。

義勇兵を参加させ、汎アラブ運動として、影響を拡げていく。

第2次大戦後の活動について、板垣雄三氏は「首相、蔵相、警視總監ら要人の暗殺や爆破事件などのテロ活動を組織し、反イスラエル・反英のジハード（聖戦）運動に大衆を動員し、52年の自由将校団のクーデターにいたる革命情勢を醸成した」³と記述している。エジプトの同胞団の団員数について、Wikipedia（英語版）は、「1930年に800人、38年に20万人、48年に50万人」としている。

バンナとムスリム同胞団の目標は、英国やフランス、それに従属する国王と地主層などの支配、西洋文化に盲従するエリートたちの影響下で、衰退・墮落した国家と社会をコーラン、スンナ（ムハンマドの言行録）、シャリーア（イスラム法）に基づいて改革し、イスラム初期の国家、社会の精神を復活させることだった。しかし同胞団は、西欧の植民地主義、ナショナリズム、宗教と文化の押しつけに激しく反発する一方で、近代的な科学、技術、教育を拒否するのではなく、評価し、有益なものは活用した。同胞団はイスラム世界の後進性、被支配の現実を認識し、資本主義や社会主義ではなく、イスラムの教えによる解放と進歩を実現できると主張した。そしてバンナは、このような目標を目指す努力は、すべてのムスリムの義務であり、ジハード（聖戦）である、と宣言した。このように同胞団は、イスラム世界の各地に、次々と出現してきた、復古的、教条的なイスラム組織とは、大きく異なっていた。

設立以来、現在まで、エジプトのムスリム同胞団には基本的綱領がない。同胞団が目的、理念、方法の原典として示すのは、コーラン、スンナ、シャリーアである。研究書でよく引用される文書に、1939年の第5回総会でのバンナの演説がある。最近では、2005年の人民議会選挙で、非合法下の同胞団が無所属候補を擁したさいの選挙綱領や2007年の諮問議会選挙での政策綱領がある。これらの演説や、政治文書は必ず不変の原典とし

3 平凡社「新イスラーム辞典」479ページ。

てコーラン、スンナ、シャリーアを明記しているが、いずれも膨大な量の文書であり、あいまいな部分、異なる解釈が可能である。たとえば、国家がシャリーアを国法の主要な法源と規定するとしても、どの法律にどのように文章化するのか、法律を厳格に制定して強制するのか、あるいは国民が個人として遵守すること勧め、教育するのにとどめるのか、などの問題である。

エジプトの同胞団は、そのイスラム主義には柔軟性があり、今回の革命後の議会選挙、大統領選挙でも示された。立法議会選挙では、同胞団の候補者が「イスラム信仰は個人と神の関係であり、他人や国家が強制することではない」と演説していた。ムルシも大統領選での演説で、憲法条文通り「イスラム法の原則は立法の主な源泉となる」と述べる一方「(婚姻など) 私法部分は、個々の宗教に応じるべきだ。それはシャリーア自体がそう言及している」「同胞団が女性にヘジャーブ(スカーフ)着用を強制するなどというのは馬鹿げた考えだ。神は人々に宗教を選ぶ権利を与えた。ヘジャーブ強制は容認しない」と発言している。⁴

バンナ自身、師範学校卒の中学教師であり、伝統的なイスラム学校出身の法学者、説教師ではなかった。同胞団の初期から、幹部、中心的なメンバーには、西洋的な服を着た高学歴の教員、役人、法律家、技師などの近代的職業の専門職や学生が少なくなかった。もちろん、農民、商人、貧しい都市庶民の団員、協力者も多かった。同胞団は、福祉団体を設立して貧しい人々への給食はじめ様々な活動を上げるとともに、専門職の団員が中心になって、病院、学校、印刷業などを設立、医師、弁護士、教員、技術者などの職能団体や労働組合で活動し、影響力を強めた。エジプトやアルジェリアの大地震の際には、敏速な対応を怠った政府に代わって。同胞団の医師と看護婦、弁護士、一般活動家が献身的な支援活動を行った。故大

4 朝日新聞、2012年6月7日

塚和夫氏が指摘した、バンナの思想の「伝統的要素と近代的要素の共存」⁵を示すものであり、現在のムスリム同胞団に継承されている。米国で工学博士号を取得した、新政権のムルシ大統領はその実例といえよう。

ムスリム同胞団は30年代、40年代、政治的メッセージを含むイスラム教の宣教活動と活発な福祉活動を展開、中流階層に支持者を拡げた。第2次大戦後、同胞団は反英・反イスラエルの過激なジハード（聖戦）運動を展開した。⁶ 警戒心を高めた王国政府は、1948年に同胞団を非合法化、厳しい弾圧を開始したため、急進的な学生グループが首相を暗殺。その報復に政府の治安警察がバンナを殺害した。51年、元判事のフダイビーを後継の最高指導者として同胞団は活動を再開した。52年7月の王制打倒民族主義革命（ナセル革命）までに、同胞団は全国2千の地下細胞に50万人以上の団員が活動していたという推定は妥当と思われる。軍内部にも同胞団の地下組織が広がっていて、ナセルの後継大統領となったサダト（同胞団員だったといわれる）を含め、革命を主導した自由将校団には同胞団の影響が強かった。

ナセル政権はしばらく同胞団と協調したが、共和国政権が社会主義志向、世俗的な共和国憲法制定を明確にしたために、同胞団は政権批判を強め、政権は54年1月、同胞団に解散命令を出した。10月には同胞団のナセル暗殺計画が発覚したとして、ナセル政権は同胞団への苛酷な弾圧を始めた。同胞団は再び地下で組織を守り、福祉活動と結びついた宣教活動を続けた。1970年のナセルの死後、後継したサダト大統領の下で、一時期、同胞団への規制が緩められ、公然とした活動が復活した。その中で、同胞団は、武装闘争路線を批判し、ジハード団やイスラム聖戦などの過激な武闘派と決別、組織内の過激派を排除していった。1981年、イスラエルとの平和条約に強く反発した、イスラム過激派の兵士たちが、軍事パレードの席

5 大塚和夫、前掲書112－117ページ。

6 平凡社「新イスラム辞典」479ページ

でサダトを暗殺。後を継いだムバラク政権は非常事態令を発動して、テロ活動に走った過激派の壊滅作戦を徹底的に実施した。同政権は同胞団も弾圧したが、同胞団はテロや破壊活動を行わず、組織を守るとともに、もっぱら福祉活動、職能団体などの組織内での勢力拡大に努め、30年間、非合法下の戦いを続けてきたのだった。

▽独特な同胞団の組織と活動

ムスリム同胞団が、非合法下の厳しい弾圧に耐えて活動を続け、組織を維持し、拡げることができた理由は以下のように考えられる―

1. イスラムの教えに基づき、現実を認識しつつ、政治・社会を変革し、正義を確立しようとする確固とした理念。暴力的、制度的な強制ではなく、ダーワ（「正しい道」の呼びかけ）によって、それを実現する方法。シャリーア（イスラム法）の適用について、硬直した教条的解釈に固執する保守派勢力（サラフィー派）とは一線を画した。
2. 知識人、役人、専門職、学生を含む多様な団員構成を活用し、エジプト人口の過半数を占める社会的弱者を支援する給食活動、医療、法律相談などの福祉活動と、医師や弁護士の職能組合、労働組合、科学・文化団体、学生自治会などでの貢献で、影響力を強めた。
3. 組織。諮問会議が任命する最高指導者ムルシドを頂点にして、最高指導会議の下に事務局、執行委員会、組織局、教育局、政治局、姉妹局などがあり、最下部の細胞に拡がる、4段階の強固なピラミッド型の近代的な構造だった。
4. ナセル革命後の歴代政権下、治安機関による弾圧に対して、組織内外から絶えず生まれる、暗殺や破壊活動による暴力的反抗の主張を抑え、過激派を排除して、同胞団全体への攻撃を避ける、したたかな慎重さ。

▽軍政との対話路線

1月25日革命に際して、同胞団が長年にわたる戦いで培った経験が示さ

れた。当初、同胞団はタハリール広場での集会に組織としては参加せず、広範な民衆が結集したのを見て、1週間遅れて、同胞団の名前も、「イスラムこそが解決」の有名なスローガンも掲げずに組織として参加した。そして、治安部隊と政権が雇った暴徒が集会への攻撃を開始したとき、同胞団員は民衆の最前列でいわば民衆の盾となり、治安部隊の攻撃を受とめ、極力、非暴力で抵抗し、医師団を動員して負傷者の救護に努めた。

軍政に対して同胞団は、若者グループ、リベラル派、民族主義勢力、左翼勢力などの革命勢力とは、一線を画した。他の革命勢力が、軍による“革命の横取り”を強く警戒し、早期の民政移管を主張したのに対し、同胞団は当初から軍最高評議会との対話を開始、暫定憲法の国民投票―議会議挙―大統領選挙―民政移管―新憲法の制定という軍の政治スケジュールに協力した。軍との対立関係を高めず、軍が憲法から逸脱する口実をあたえず、軍が約束した民政移管への政治スケジュールを実行させる方針を固めていたと思われる。出来るだけ早く議会議挙を実施するほど、組織的態勢が圧倒的に整っている同胞団が有利だという判断が当然あった。

5. 大統領に従った軍部、抵抗した司法

▽ムルシ大統領、泰然と職務に着手

エジプト史上初めての自由な選挙で選ばれた、初めての文民の大統領、ムハンマド・ムルシは6月30日、就任した。カイロの最高憲法裁判所で行われた就任式でムルシは、革命後の2011年3月19日の国民投票で承認された暫定憲法第30条に成文化されている通り、「私は以下のことを神に誓うー私は共和国の命ずることを忠実に守り、憲法と法を尊重し、広範な人民の利益のために尽くし、国家の独立と領土の安全を守る」と宣誓した。「新たなエジプト、第2共和国」「今日、エジプト国民は真の自由、真の民主主義とともに、新たな生活を確認した」と宣言した。憲法では大統領就任の宣誓は人民議会で行うと明記してある。しかし人民議会は6月14日の軍最高評議会命令によって解散させられていたため、宣誓式は最高憲法裁判所で、ムバラク前大統領によって任命されたスルタン長官をはじめ裁判官たちを前にして行われた。

軍は公約通り、国家最高指導者の地位を新大統領に引き渡した。しかし、6月17日の軍最高評議会による暫定憲法修正令では、人民議会が再選されるまで同評議会が立法権を握っていた。依然、存続している同評議会が、立法権と国家の重要政策の決定権限を、どこまで実質的に、新大統領に引き渡すのかは、全く不明確だった。

ムルシには、強大な軍（46万人）や内務省所属の中央治安警察軍（32万人）が権力基盤として存在しているわけではない。大統領と政府を支える議会も解散して存在していない。まさに“裸（はだか）”の最高指導者であり、軍との対立、緊張、長続きしない政権を予想する内外のメディアが多かった。しかし、独裁政権を打倒した民衆の力、革命そのものが、新政権の政権基盤だったのだ。ムルシは臆することなく、泰然と大統領の職務に着手した。

まずムルシは軍最高評議会のタンタウィ議長と再三会談、カイロ大学での就任演説式典はじめ様々な場所で同議長と並んだ。各省大臣や県知事を集めて、緊急を要する問題を話し合った。主食のパンの安定供給と品質改善に乗り出した。補助金によって一定の品質の低価格パンを国民に供給する問題は、50年代のナセル政権以来、常に大きな内政課題だった。2008年にムバラク政権が補助金カットを強行して以来、低価格パンの品質がひどく低下、国民の強い不満的となっていた。

非常事態令によって、逮捕、投獄されたままの政治犯2,165人について調査委員会を設置して再審査をはじめた。

そして8月2日、カンディールを首相とする35人の新内閣を任命、発足させた。意外にも、地味な実務内閣だった。カンディールは忠実なイスラム教徒の証とされる顎鬚を生やしているが、同胞団員ではない。前内閣の水資源相で1962年生まれ。ムルシと同様、米国留学で工学博士号を得た水利工学の専門家。ナイル川に頼るエジプトでは、最も重要な分野の技術官僚だ。主要閣僚では国防相にタンタウィ軍最高評議会議長。ムスリム同胞団からはメディアを担当する情報相、教育相など4人だけ、軍政下の暫定政府から蔵相、外相など7人。女性閣僚は2人だけで、うち一人は少数宗教コプト教徒からのただ一人の入閣だった。同胞団以外の革命勢力の諸グループから入閣したのはゼロだった。

▽軍首脳部を刷新し、大統領権限を立証

8月8日、大統領は強大な権力を持つ国家諜報庁のムワフィ長官を解任した。国内の隅々まで秘密警察の諜報網を張り巡らせて、国民の恐怖と嫌悪の的だったスパイ機関の長である。さらにタンタウィ国防相に指示して、軍警察隊のバディーン長官を解任させた。軍警察隊は昨年11月、カイロのタハリール広場で治安機関とともに反軍政デモを暴虐に鎮圧した、悪名高い軍部隊だ。解任された二人はムバラク時代の治安態勢の指揮官であり、ムルシはその残党の追放にまず着手したのだった。そして8月12日、軍政

の最高権力者だったタンタウィ軍最高評議会議長兼国防相、軍制服組トップのアナン参謀総長を退役させ、それぞれ最高栄誉勲章を贈り、大統領顧問に任命。新国防相にはシーシ軍情報部長官、新参謀総長にはソブヒ第3軍司令官を任命した。大統領が国家の最高指導者、軍最高司令官であり、軍の人事権を握っていることを国民と全軍に示した行動だった。さらに同日、大統領は新憲法宣言を発表、人民議会の解散と新議会選出まで立法権を軍最高評議会が握るとした、(6月17日発令の) 軍憲法令の無効を宣言した。

続いて大統領は矢継ぎ早に、防空軍、海軍両司令官、軍検事総長ら、軍主要ポストの交代を任命。先に解任した悪名高い国家諜報庁長官、軍警察隊長官の後任も任命、軍の最上部ポストをほぼ全部入れ替えた。エジプト軍は抵抗することなく、これらの人事を受け入れた。この結果、軍最高評議会は骨抜きになった。軍幹部の刷新はその後も続き、9月末までの3カ月間に、70人以上の将軍が退役した。

大統領がタンタウィ議長以下の軍最高評議会の同意なしにこれらの措置を一方的に断行したのなら、軍がクーデターの可能性を含む反撃をした可能性はあった。しかし軍は、革命の現実、民衆の意思を認識し、選挙で選ばれた大統領に従い、国家の大混乱を避ける決断を下して、軍首脳部の刷新人事を受け入れたとしか考えられない。タンタウィ解任の翌日の8月12日のエジプト証券取引所の平均株価は1.13%上昇した。市場は大統領の権力掌握を安定的に評価し、政情の不安定化を予想しなかった。

▽順調なスタート、困難は山積

そして大統領就任100日後に、ムルシはパンや燃料の供給、治安など最も緊急な課題に着手して相当に改善、外国からの財政支援の約束は100億ドルを超え、外国投資と観光客は増加傾向に転じた、と発表し、自信を示した。9月末のエジプトで最も信頼度が高いとされている世論調査によると、大統領支持の回答が79%、不支持が13%で、大統領は高い支持を受け

ていた。

ムルシ新政権のスタートは、国内外の不安にもかかわらず、順調だったといえるが、新政権の前途には、困難な課題山積していたことに変わりはない。

最有力紙アルアハラム電子版は8月16日、「エジプトの挑戦一覧」という大特集を掲載、山積する課題を解説した¹。同紙はその項目として以下を挙げた—

カイロを救え！ 経済、補助金と予算、食料安全保障、燃料と電力の不足、人口過剰、スラムと乱立住居、信教の自由と少数宗派、司法組織、教育、内務省、言論・メディア・芸術の自由、観光事業、女性の権利、ストリート・チルドレン、公的セクターと民営化、腐敗、水、保健管理・肝炎対策、国民的和解。

▽旧体制の牙城への挑戦

軍政から最高指導者の地位を着実に継承したムルシ大統領は11月22日、大統領憲法令を発して、旧体制の残存勢力の牙城となっている司法機関に対して、真っ向から挑戦した。ムルシは司法機関の政治介入を排除するとともに、マハムード検事総長を解任した。全文7条からなる大統領令の主な要点は次の通り—

第1条 旧体制の政治的、行政的地位にあった者たちによる、抗議した人たちの殺害、傷害事件の再捜査と告発。

第2条 6月30日の大統領就任後に発令された大統領令、法律、条例は最終的なもので、新憲法が承認され、人民議会（下院）が選出されるまで、いかなる方法によっても、いかなる存在によっても、無効にできない。

第3条 検事総長は大統領によって任命され、任期は4年、40歳以上。この条件は現在その任にあるものから適用。

1 A Guide to Egypt' s Challenges: Saving Cairo!. Ahram Online,16 Aug 2012.

第5条 司法機関は諮問議会（上院）と憲法起草委員会を解散出来ない。

ムルシ大統領令の第一の目的は、新憲法案決定、国民投票への最後の障害を排除することにあった。

革命による新国家建設への最重要過程の一つである新憲法制定のため、12年1月に発足した新議会は、50人の議員および有識者、団体代表など計100人で構成する憲法起草委員会を間もなく発足させた。しかし、自由公正党はじめイスラム系議員が4分の3を占める新議会の意向を反映して、起草委員会の多数をイスラム系委員が占め、世俗政治勢力やキリスト教（コプト教）、人権団体、女性団体など選出の委員が少なかったため、草案作成作業が進む前に対立が高まり、辞任する委員が続出。この事態を見た最高憲法裁判所は4月、起草委員会の構成が偏っているとして解散を命令した。このため、議会は起草委員を選び直し、コプト教徒や諸団体からの委員を増やして新委員会を再発足させ、6月から草案起草作業を開始した。新委員会でもイスラム系の議員と同調者が過半数ないし3分の2程度を占めたため、世俗勢力から不満が強かったが、最高憲法裁判所は沈黙を守った。起草作業は進んだが、イスラム教と国家の関係、信教の自由、人権とくに女性の権利、表現の自由などをめぐって激しい論議が続いた。前文と条項ごとに、修正に次ぐ修正、妥協、条項によっては多数決が行われ、10月初めには第1次原案がまとまった。

この原案に対して反対派はメディアにも働きかけてさらに抵抗、最高憲法裁判所が4月と同様、起草委員会そのものを憲法違反だと裁定して解散を命じ、案文の最終決定を不可能にすることを期待した。

ムルシの大統領令第5条は、この最高憲法裁判所による起草委員会の解散命令を禁止したのである。

ムルシの大統領令に対して、最高憲法裁判所も、行政裁判所も沈黙を

守った。暫定憲法上も、政治的にも新大統領令を無効にすることは出来ないと判断したのだと思われる。

ムバラク政権下、最高憲法裁判所はじめ各級裁判所は、一部に抵抗した「正義派」「改革派」といわれる裁判官がいたとはいえ、大勢として政権に迎合し、奉仕する司法機関だった。憲法では「司法の独立」が保障されていたが、政権から司法が「独立」としていると考えた国民はほとんどいなかった、と思う。ムバラク政権時代、裁判官は上から下まで、政権によって事実上任命され、革命後もそのまま地位を保っていた。そのことは、12年6月のムバラクとアドリ内相に対する終身刑判決（殺人罪などで求刑は死刑）、政治・経済両面で大きな権力をほしいままにしていたムバラムの二人の息子と治安機関幹部、ムバラク最側近の実業家への起訴取り下げや時効による無罪判決にも示され、国民の強い怒りと抗議行動を引き起こしていた。ムルシ大統領令の第1条は、この国民の怒りに応えたもので、エジプト破棄院（最高裁に相当）は2013年1月13日、ムバラク以下の裁判をやり直す判断を下した。

大統領憲法令に対し、最も有力な裁判官団体「裁判官クラブ」は裁判停止ストライキで対抗する決議を採択、一部の裁判官たちは「政権打倒」を叫んだ。大統領と司法機関の対立は一気に表面化した。

一方、革命をムスリム同胞団と共に戦った世俗派の民主化勢力も、大統領憲法令に激しく反発した。「4月6日運動」などの若者グループ、リベラル派、左派、ナセル主義組織、旧体制内批判派のエルバラダイ前国際原子力機関事務局長、ムーサ前アラブ連盟事務局長らで、エルバラダイが指導力を発揮して、反同胞団の「救国戦線」を結成。3週間にわたりカイロやアレキサンドリアでの激しいデモを展開、タハリール広場での10万人規模の巨大集会や大統領官邸を包囲する大規模な座り込みを続け、治安警察とも衝突した。これら世俗派の民主化勢力は、「新憲法が制定され、人民議会が選出されるまで」という時限的ではあっても、ムルシ大統領が独裁的

権限を握ると非難した。そして最高憲法裁判所が介入できなくなり、憲法起草委員会が新憲法案文を最終決定し、大統領に提出、国民投票で承認・制定されるプロセスを妨げるため、世俗派勢力は最後の決起をしたのだった。

しかし、憲法起草委員会は結局、14人が辞任しただけで、約半年間にわたる激しい論議、困難を極めた文章作成作業のうえにまとめ上げた新憲法案文を11月29日に最終決定、ムルシ大統領に提出した。これを受けて大統領は、大統領令の大部分を撤回、法の定めに従って11月15日と22日に全国を2回に分けての国民投票を実施した。

激しい抗議デモを続けてきた世俗派勢力も、投票をボイコットせず「NO」の投票を呼び掛ける方針に転換。“ムバラク残存勢力の牙城”といわれてきたジャッジ・クラブを中心にした裁判官グループは、法令で定まっている全投票所での裁判官の監視任務ボイコットすることを決め、抵抗をしたが、約1万2千人の裁判官のうち3千人以内のボイコットに留まった。政権側は、全国約1万3千カ所の投票所に約9千人以上の裁判官と、検察官など裁判官資格を持つ司法機関職員や大学教授らを配置、さらに一部投票所を合併して、すべての投票所で公式の選挙監視を実施、外国大使、国際人権団体を含む国際、国内の監視員を受け入れた。

6. エジプト新憲法制定と国家像

新憲法案の国民投票結果は、2012年12月25日に選挙管理委員会から公式に発表された。

有権者総数約5,200万人、投票率32.9%、賛成63.8%、反対36.2%、(無効投票約30万票)新憲法の承認が確定、即日施行された。

これによって、革命後の新たな国造りの法的基礎が築かれ、国民主権のイスラミ的民主主義国家の国家像が明確になった。

新憲法は前文と全236条から成り、次の文章で始まる¹—

私たちエジプト国民は、慈悲深く慈愛あまねきアッラーの名において、そしてアッラーの御加護のもと、以下を宣言する。

「これはまさに私たちの憲法—1月25日革命の証書である。その革命は、私たちの若者によって始められ、国民が抱擁し、国防軍によって支持された。

私たちはタハリール広場で、そして国中で、あらゆる形の不正、抑圧、暴虐、専制、排除、強奪、独占に対し、拒否と抗議の声を上げた。

私たちは、殉教者の血と、傷つけられた者の痛みと、子供たちの夢と、男と女の戦いによって得られた、私たちの『パンと自由と社会的公正と人間の尊厳』の完全な権利を宣言した。

私たちは、私たちが最古の国家を築いた、絶えることなきナイルの岸辺に、私たちの偉大な文明と光輝く歴史の精神を取り戻した・・・」
全236条は、「政治的諸原理」「権利と自由」「公的権力」「独立機関と規制機関」「最終的条項と暫定的条項」の5部から成る。

1 本稿で引用する新憲法(原文アラビア語)の日本語訳文は、竹村和朗氏訳(朝日中東マガジン2012. 12. 8掲載)を基に、Egypt Independent(2012. 12. 02)およびInternational IDEAの英訳を参照して、一部字句を修正した。

新憲法にはいくつかの注目点がある。それらは、上記前文の通り、独裁政権の残酷な支配との戦いから生まれた条文であり、また、国民の9割が信仰するイスラム教と国民主権の民主主義、市民的自由と人権の保障をめぐり、起草委員会での、多数を占めるムスリム同胞団系委員を中心に、一方で世俗派の委員たち、もう一方でイスラム厳格派（教条派）の委員たちとの間の激しい論争を物語る条文である。

その注目点の一つは、イスラム教と国家の関係。

第1条：エジプト・アラブ共和国は、独立した主権国家であり、統一し不可分であり、民主的体制をとる。エジプト国民は、アラブそしてイスラム諸国民の一部であり、ナイル川流域、アフリカとアジアに連なる人間文明の建設的な参加者であることを誇りにする。

第2条：イスラムは国家の宗教であり、アラビア語が公式言語である。

シャリーア（イスラム法）は立法の主要な法源である。

一と条文冒頭で位置づけた。この位置付けは旧憲法と変わらない。とくにシャリーアについては、厳格派は「唯一の法源」とするなど教条的な主張をしたが、同胞団が断固として拒絶、最終的に全会一致になったという。

その代わり、第4条で、カイロにあるイスラム教スンニ派の最高権威機関とされている「アズハル」について「エジプトと世界におけるイスラムの布教、神学およびアラビア語の普及を監督する。シャリーアに関する事柄は、アズハルに諮問される」とされ、その独立性と国家による財政的支援が明記されている。

新憲法の重要な注目点をもう一つだけ挙げれば、旧憲法の倍以上の計31条にわたる第2部「権利と自由」の条項である。おそらく西欧諸国の憲法と比較しても、国民の諸権利と自由が、独裁政権時代の残酷な経験を基に、より詳細かつ具体的に列挙され、保障されていると思う。

例えば第36条は「逮捕、拘留、あるいはあらゆる手段による自由の制限を受けたすべての者は、何人であれその尊厳が保たれるよう取り扱われる

べきである。拷問、脅迫、強制、身体的あるいは精神的に危害が与えられることは許されない。また、拘留や拘禁は、人道的・衛生的に適切な場所で、司法の監督の下、行われなければならない。被拘束者に対するこれらの違反は犯罪であり、責任者は法律に則して罰せられる」としている。

焦点の一つは「女性の権利」で、憲法草案に反対した世俗勢力は、女性の権利保障を具体的に条項で規定することを強く求めた。前文で「女性が尊重されない国に尊厳はない。女は男の同胞」「男女を問わず平等と機会均等」を明記し、多くの条項で「すべての国民」の平等な権利が強調されている。さらに第10条で「家族は、社会の基盤であり、宗教と倫理と愛国心を基礎とする」「国家は母親と子供のために公共サービスを無料で提供し、女性が持つ家族への義務と女性がそとで働くことの両立を助ける。国家はまた、一家の稼ぎ手である女性、離婚した女性、夫と死別した女性にたいし、特別な保護を与える」としている条項が、イスラム的である。しかし、世俗派、人権団体が求めた議会での女性議員の割合規定など女性の社会進出をより促進する条項は実現しなかった。

43条から57条では、憲法で保障される権利と自由が詳述されている。

第43条：信教の自由。宗教的儀礼の実践と、啓典宗教²のための礼拝施設設置の自由。

第44条：すべての使徒と預言者に対する誹謗、中傷の禁止。（この条項にはメディアの反対が強かった）。

第45条：思想と言論の自由。すべての人間には、口頭、文書、画像、その他の出版や表現手段で自分の意見を表明する自由。

第46条：さまざまな形式で創造する自由。国家は科学や芸術、文学を進め、創作者や発明家を大切に、創作と発明を保護し、社会全体の利益になるよう努める。

第47条：国民が情報や声明、統計、公文書入手し、論評し、流通さ

2 イスラム教、キリスト教、ユダヤ教を指す。

せる権利。

第48条：報道、印刷、出版、マスメディアの自由。その活動の停止、閉鎖、差し押さえは、司法判断がある場合を除き、禁止する。マスメディアの出版物の検閲禁止。

第49条：あらゆる種類の新聞発行の自由は、届け出制により保証。ラジオやテレビの放送局、その他のデジタル・マスメディアの設置規則は法律で定める。

第50条：届け出制による、公的な会合や集会の自由。平和的行進、デモを行う権利。私的な会合に治安当局者が参加あるいは盗聴してはならない。(以下略)

新憲法の制定によって、エジプトの1月25日革命後の、民主的の過程で残す重要なステップは、軍政の最終段階で解散させられた人民議会（下院）の再選挙。2013年4月の予定。それで大統領（国家元首）と、政府、立法議会、司法機関、軍による国家体制が整う。新憲法をはじめエジプト革命の展開は、“アラブの春”に加わったアラブ諸国はじめイスラム諸国に新たなモデルを提供し、イスラエル占領下に抵抗闘争を戦い続けるパレスチナ人たちを励まし、エジプトの国際的影響力を拡げている。

その一方で、大統領選挙と新憲法投票に示された、ムルシ政権とムスリム同胞団に対する、世俗勢力と旧体制残存勢力の政治的対立は、容易には解消されそうもない。革命後の2年間の政情不安の中で、国家収入の4分の1を占めてきた観光収入の減少、外国投資の縮小による通貨不安、改善が進まない国民生活と若者の就職難はじめ、新たな国造りの前途は多難だ。

しかし、革命を経験したエジプト国民は、困難に立ち向かい、民主主義的な国造りを進めるために、議論し、ぶつかり合いながらも、参加し、協力していくのではないだろうか。彼らはともにナイルの民なのだから。
(了)